

社会保険労務士法人WILLニュース。【2026年度版】 労働保険の年度更新の申告が始まります。



2026年6月1日（月）、労働保険の年度更新申告の受付が開始されます。本年の申告・納付期限は、7月10日（金）です。

年度更新は、毎年6月1日から7月10日までのあいだに労働保険料を計算し、納付を行う定例の手続きです。厚生労働省から企業宛てに、5月末から6月初旬に到着するように、年度更新の申告書および納付書が同封された緑色（青色）の封筒が発送されます。

なお、電子申請が義務付けられている企業は、2026年度から紙の申告書の送付がなくなります。代わりに電子申請に必要な情報が記載された通知書等が送付されますので留意が必要です。

今回の記事では、年度更新の基本情報に2026年度の変更点を盛り込んで解説します。

労働保険の年度更新とは

はじめに、労働保険の仕組みと、年度更新の概要を解説します。

1 労働保険とは

労働保険は、労災保険と雇用保険の2つの保険の総称です。

労働保険

雇用保険

従業員が失業したときや育児・介護により休業したときなど、従業員の生活および雇用の安定、就職の促進を図るための制度

労災保険

業務中や通勤途中の従業員の病気やケガ、障害または死亡に対して、従業員やその遺族のために必要な保険給付を行う制度

雇用保険と労災保険の保険給付はそれぞれ別で行われますが、保険料の納付等は、この2つの保険が一体のものとして取り扱われています。

2 年度更新とは

年度更新とは、前年度の概算保険料の確定および精算と、当該年度の概算保険料の申告・納付をあわせて行うことをいいます。年度更新は、従業員を雇用するすべての企業が実施しなければならない手続きです（※）。

※従業員が0人であっても、今後雇用する見込みがあり引き続き労働保険を継続する場合や、事業を廃止した場合も年度更新の対象となります。

3 労働保険料の算出

保険料額は、対象となる従業員に支払った賃金の総額に事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

なお、労災保険と雇用保険では、以下のとおり対象となる従業員の範囲が異なることに注意が必要です。

労災保険	原則として雇用形態にかかわらず、すべての従業員が対象
雇用保険	雇用保険の「被保険者」が対象

保険料を算出するため、まず前年度（2025年4月1日～2026年3月31日）に従業員へ支払った賃金を月ごとに集計します。次に、集計金額に対して業種ごとに定められた保険料率を掛けて保険料を算出します。集計対象は、その期間の労働に対して支払いが確定した賃金です。

4 一元適用事業と二元適用事業

労働保険は、事業の種類により「一元適用事業」と「二元適用事業」に区分されます。

【一元適用事業】

一元適用事業は、労災保険と雇用保険をあわせてひとつの労働保険の保険関係として取り扱い、労働保険料の申告・納付を行います。「二元適用事業以外のすべての事業」がこれに該当し、緑色の封筒が届きます。

【二元適用事業】

二元適用事業は、労災保険と雇用保険を別々の保険関係として労働保険料の申告・納付を行います。

以下に示す事業が二元適用事業に該当し、緑色（労災保険）と青色（雇用保険）の封筒が届きます。

- ・ 農林水産の事業
- ・ 土木、建設の事業
- ・ 港湾運輸の事業
- ・ 都道府県、市区町村などの事業

以下が封筒の見本です。

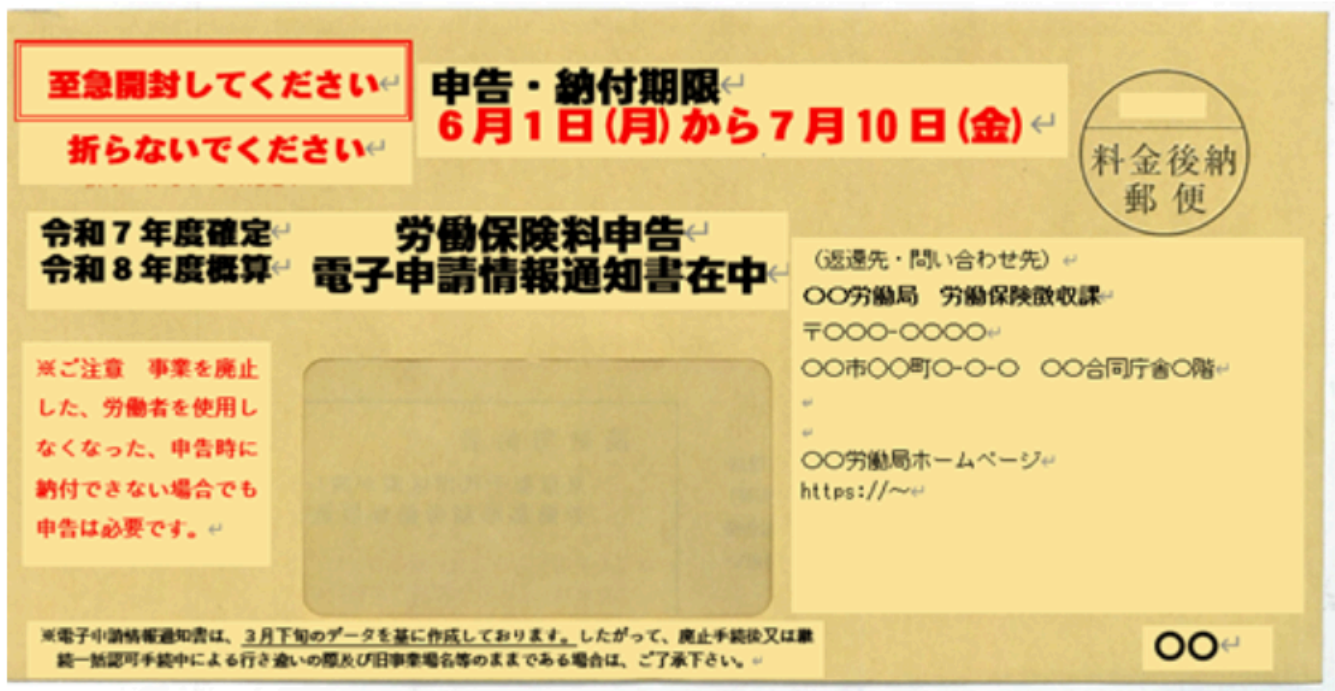


5 労働保険の電子申請が義務付けられている企業は緑色（青色）の封筒が届かない

今年度より、以下のいずれかに該当する企業（電子申請が義務付けられている企業）は、紙の申告書が送付されません。

- ・資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社（保険業法）
- ・投資法人（投資信託および投資法人に関する法律）
- ・特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

これらの企業は、従来の緑・青色の封筒ではなく、定型郵便サイズの茶封筒で、「電子申請情報通知書」等が送付されます。



(出典) [厚生労働省『労働保険年度更新に係るお知らせ』](#) (一部抜粋して掲載)

申告書そのものは同封されませんので、必ず電子申請（e-Gov等）にて手続きを行います。送付される書類は以下のとおりです。

- ・納付書（領収済通知書）
- ・労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告 電子申請情報通知書
- ・労災保険率決定通知書（メリット制適用企業のみ）
- ・その他リーフレット

電子申請を行うときは、「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告 電子申請情報通知書」に記載された労働保険番号やアクセスコード等を、e-Gov等の申請ソフトに入力して作成を進めます。

労災保険のメリット制が適用される企業は、同封の「労災保険率決定通知書」に記載されていますので、あわせて確認が必要です。

電子申請の方法については、以下のマニュアルが参考になります。
参考 | [厚生労働省『労働保険年度更新 電子申請操作マニュアル』](#)

2026年度（令和8年度）の年度更新手続きの変更点

ここからは、2026年度（令和8年度）の年度更新に関する保険料率や様式の変更点を解説します。

1 年度更新に関する保険料率

【雇用保険料率（事業主負担、従業員負担）】

2026年4月1日から2027年3月31日までの雇用保険料率は、前年度から0.1%引き下げられました。

今回の年度更新では「確定保険料（2025年度（令和7年度）分）」は旧料率、「概算保険料（2026年度（令和8年度）分）」は新料率にて算出します。実務では、適用する保険料率を誤らないよう、十分に注意する必要があります。

	① 従業員負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率)	② 事業主負担	雇用保険 二事業の保険料率		① + ② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率		
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(2025年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(2025年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(2025年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

参考 | [厚生労働省『令和8（2026）年度 雇用保険料率のご案内』](#)

【労災保険率等（事業主負担のみ）】

労災保険率は事業の種類ごとに定められており、原則として3年ごとに改定されます。直近では2024年4月に改定が行われたため、2026年度（令和8年度）の料率は前年度から据え置かれています。

事業の種類の分類	業種番号	事業の種類	労災保険率
林業	02・03	林業	52/1,000
	11	海面漁業（定置網漁業または海面魚類養殖業を除く）	18/1,000
漁業	12	定置網漁業または海面魚類養殖業	37/1,000
	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業またはドロマイト鉱業を除く）または石灰鉱業	88/1,000
鉱業	23	石灰石鉱業またはドロマイト鉱業	13/1,000
	24	原油または天然ガス鉱業	2.5/1,000
	25	採石業	37/1,000
	26	その他の鉱業	26/1,000
	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34/1,000
建設事業	32	道路新設事業	11/1,000
	33	舗装工事	9/1,000
	34	鉄道または軌道新設事業	9/1,000
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	9.5/1,000
	38	既設建築物設備工事業	12/1,000
	36	機械装置の組立てまたは据付けの事業	6/1,000
	37	その他の建設事業	15/1,000
製造業	41	食料品製造業	5.5/1,000
	42	繊維工業または繊維製品製造業	4/1,000
	44	木材または木製品製造業	13/1,000
	45	パルプまたは紙製造業	7/1,000
	46	印刷または製本業	3.5/1,000
	47	化学工業	4.5/1,000
	48	ガラスまたはセメント製造業	6/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000
	62	陶磁器製品製造業	17/1,000
	49	その他の窯業または土石製品製造業	23/1,000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く）	6.5/1,000
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く）	5/1,000
	53	鋳物業	16/1,000
	54	金属製品製造業または金属加工業（洋食器、刃物、手工具または一般金物製造業およびめっき業を除く）	9/1,000
	63	洋食器、刃物、手工具または一般金物製造業（めっき業を除く）	6.5/1,000
	55	めっき業	6.5/1,000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造または修理業および計量器、光学機械、時計等製造業を除く）	5/1,000
	57	電気機械器具製造業	3/1,000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造または修理業を除く）	4/1,000
	59	船舶製造または修理業	23/1,000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く）	2.5/1,000
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000
61	その他の製造業	6/1,000	
運輸業	71	交通運輸事業	4/1,000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業および港湾荷役業を除く）	8.5/1,000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く）	9/1,000
	74	港湾荷役業	12/1,000
電気、ガス、水道または熱供給の事業	81	電気、ガス、水道または熱供給の事業	3/1,000
その他の事業	96	農業または海面漁業以外の漁業	13/1,000
	91	清掃、火葬または畜舎の事業	13/1,000
	93	ビルメンテナンス業	6/1,000
	96	倉庫業、警備業、消毒または害虫駆除の事業またはゴルフ場の事業	6.5/1,000
	97	通信業、放送業、新聞業または出版業	2.5/1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店または宿泊業	3/1,000
	99	金融業、保険業または不動産業	2.5/1,000
	94	その他の各種事業	3/1,000
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	42/1,000

事業主負担のみ

建設事業の労務費率も前年度と同様です。

労務費率

事業の種類の分類	業種番号	事業の種類	請負金額に乗ずる率	
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	
	32	道路新設事業	19%	
	33	舗装工事	17%	
	34	鉄道または軌道新設事業	19%	
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	23%	
	38	既設建築物設備工事業	23%	
	36	機械装置の組立てまたは据付けの事業	相立てまたは据付けに関するもの その他のもの	36% 21%
	37	その他の建設事業	23%	

第2種特別加入保険料率も前年度からの変更はありません。

事業または作業の種類の番号	事業または作業の種類	第2種特別加入保険料率
特1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車または自転車を使用して行う貨物の運送事業）	11/1,000
特2	労災則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	17/1,000
特3	労災則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45/1,000
特4	労災則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52/1,000
特5	労災則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	6/1,000
特6	労災則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱者）	14/1,000
特7	労災則第46条の17第7号の事業（船員法第1条に規定する船員が行う事業）	48/1,000
特8	労災則第46条の17第8号の事業（柔道整復師）	3/1,000
特9	労災則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う高齢者）	3/1,000
特10	労災則第46条の17第10号の事業（あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゆう師）	3/1,000
特11	労災則第46条の17第11号の事業（歯科技工士）	3/1,000
特12	特12 労災則第46条の17第12号の事業（特定フリーランス事業）	3/1,000
特13	特13 労災則第46条の18第1号口の作業（指定農業機械作業従事者）	3/1,000
特14	特14 労災則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3/1,000
特15	特15 労災則第46条の18第3号イまたは口の作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	14/1,000
特16	特16 労災則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	5/1,000
特17	特17 労災則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17/1,000
特18	特18 労災則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3/1,000
特19	特19 労災則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18/1,000
特20	特20 労災則第46条の18第2号口の作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3/1,000
特21	特21 労災則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9/1,000
特22	特22 労災則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3/1,000
特23	特23 労災則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	5/1,000
特24	特24 労災則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者）	3/1,000
特25	特25 労災則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者）	3/1,000
特26	特26 労災則第46条の18第8号の作業（情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者）	3/1,000

なお、第3種特別加入保険料率（海外で行われる事業に派遣される労働者等）は、これまでと同様の 3/1,000 です。

くわしくは以下のパンフレットで確認できます。

参考 | [厚生労働省『令和8年度の労災保険率等について～令和7年度と同率です～』](#)

【一般拠出金率（事業主負担のみ）】

一般拠出金は、2018年度以降改定はありません。業種を問わず、一律「0.02/1,000」です。

2 年度更新申告書や算定基礎賃金集計表の様式は昨年度と同様の様式です。

今年度の年度更新申告書および算定基礎賃金集計表の様式は、昨年度からの変更はありません。ただし、雇用保険料率に変更されたため、雇用保険料の計算に関する記載内容に注意が必要です。

また、2024年11月の改正により、第2種特別加入の区分に「特定フリーランス（特12）」が新設されました。これにより2025年度から「指定農業機械作業従事者（旧特12→現特13）」以降の区分番号がすべてひとつずつ後ろにずれています。今年度の申告時にも、改めて区分番号の確認をおすすめします。

3 2026年度（令和8年度）に対応した年度更新申告書支援ツールが公開

毎年、年度更新の申告書にあわせた計算支援ツールが厚生労働省から公開されます。計算支援

ツールは以下のサイトからダウンロードが可能です。
参考 | [厚生労働省『年度更新申告書計算支援ツール』](#)

年度更新申告書を作成するときのチェックポイント

ここでは、年度更新申告書を作成するときを押さえておきたい3つのチェックポイントを解説します。

1 労働保険の対象者

労働保険の対象者は、労災保険と雇用保険で異なります。正確な保険料を計算するには、賃金集計の際に対象となる従業員を正しく選定しなければなりません。そのため、まずは労災保険、雇用保険それぞれについて対象となる従業員を抽出しておくことが重要です。

労災保険	<ul style="list-style-type: none">・ 時間、日数、期間など名称や雇用形態を問わず、労働の対償として賃金を受け取るすべての従業員が対象（派遣従業員は、派遣元事業場での適用）・ 役員や、事業主と同居している親族は対象外・ 出向労働者（※1）
雇用保険	<ul style="list-style-type: none">・ 正社員や契約社員、パート・アルバイトなど名称や雇用形態にかかわらず、すべての雇用保険の被保険者（※2）が該当・ 雇用保険に加入している兼務役員も含む（保険料の対象となる賃金は役員報酬は含まれず、労働者としての賃金部分のみ）・ 出向労働者（※3）

- ※1：出向先で指示を受けて働く従業員の賃金は、たとえ出向元から直接支払われているものであっても、すべて「出向先の賃金総額」に含めて計算する
- ※2：1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用されることが見込まれる従業員（雇用保険マルチジョブホルダー制度による65歳以上の被保険者も対象）
- ※3：出向元・出向先の双方と雇用関係がある場合、雇用保険は「生計を維持するための主たる賃金（給与額が多い方）」を支払っている企業で被保険者となる

参考 | [大阪労働局『労働保険の適用単位と対象となる労働者の範囲』](#)

2 労働保険料の計算に含める賃金、含めない賃金

従業員へ月ごとに支払う賃金には、労働保険料の計算に含める賃金と含めない賃金があります。賃金、手当、賞与など名称にかかわらず、労働の対償として支払うすべてのものが対象となります。

含める賃金	基本給、各種手当、賞与、通勤費（定期券）、休業手当など
含めない賃金	慶弔見舞金、退職金、解雇予告手当、休業補償費、実費弁償的な費用 など

なお、保険料算定期間中に支払が確定した賃金は、その期間中に実際に支払っていなくても、対象となります。

参考 | [厚生労働省『令和8年度事業主の皆様へ（継続事業用）労働保険年度更新申告書の書き方（労働保険対象賃金の範囲）』P14](#)

3 年度更新書類に同封されている申告書の確認

年度更新書類に同封されている申告書には、以下のとおり労働保険料に関する重要な情報が記載されています。

- ①労働保険番号
- ②申告済概算保険料額
- ③各種区分
- ④保険料率
- ⑤口座振替の有無（口座振替の申込手続きが完了しているときは「●口座振替●」と印字されています）
- ⑥アクセスコード（電子申請による年度更新を行う時に必要な小文字8ケタのコードが印字されています）
- ⑦メリット制の有無（メリット制の適用となる企業は印字されています）

労働保険料は口座振替が可能

労働保険料の納付忘れを防ぎ、手間なく確実に年度更新を完了させる手段として、口座振替の活用が挙げられます。

口座振替に手数料はかかりません。口座振替で納付すれば、毎回金融機関の窓口に行く手間や待ち時間が解消されます。納付漏れも防止でき、延滞金の心配がありません。納付期限についても、納付書で保険料を納付するより保険料の引き落としに最大2か月のゆとりができます。2026年度の全期または第1期の申込締切は終了しています。新たに口座振替を検討したり口座情報を変更する場合は、第2期の申込締切日（8月14日）までに口座振替依頼書を金融機関の窓口にご提出ください。

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
全期 または 第1期	申込 締切日 2/25							口座 振替 納付日 9/6日					
第2期							申込 締切日 8/14			口座 振替 納付日 11/14			
第3期									申込 締切日 10/13 (※)				口座 振替 納付日 2/14

※第3期の本来の申込締切日は10月11日ですが、日曜日のため締切日後の最初の金融機関営業日となります

参考 | [厚生労働省『労働保険料は口座振替が便利です！』](#) (資料を基に作成)

「水力発電施設、ずい道等新設事業」の元請工事がある場合

建設事業のうち、2018年（平成30年）4月1日から2021年（令和3年）1月31日までのあいだに開始した元請工事について、業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」がある場合は、すでに申告している保険料額等に変更が出る可能性があります。

すでに厚生労働省から連絡済みの事業以外で、該当期間に開始した元請け工事がある場合は、都道府県労働局へ確認することをおすすめします。

くわしくは、以下のリーフレットをご確認ください。

参考 | [厚生労働省『「水力発電施設、ずい道等新設事業」にかかる労務費率及び労災保険料について』](#)

まとめ

年度更新は、毎年発生する定例業務です。円滑な申告には必要書類の早期収集が重要となります。

申告期限の7月10日（金）は、納付期限でもあります。納付が難しいときは管轄の労働局または労働基準監督署に相談し、分割などの対策が必要です。未納により滞納が生じた場合、延滞金などが発生することがあるため、計画的な手続きをおすすめします。
